

令和6年度第1回 本庄市交通政策協議会運賃協議分科会 次第

日 時：令和6年11月1日（金）

交通政策協議会終了後～

場 所：本庄市役所（6階）大会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

（1）デマンドバス等の運賃改定について

資料1

8頁

4. 閉 会

令和6年度 本庄市交通政策協議会 運賃協議分科会 構成員名簿

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	選 出 区 分 (本庄市交通政策協議会設置要綱第7条第3項)	備 考
分科会長	サイトウ ジュンイチ 齊 藤 順 一	第1号委員(第3条第2項第1号の者 本庄市長 又はその指名する者)	本庄市都市整備部長
構成員	タヌマ ケンイチ 田 沼 健 一	第2号委員(当該運賃等を定めようとする一般乗 合旅客自動車運送事業者)	朝日自動車株式会社 運輸部長
構成員	ウチダ ヨシノリ 内 田 佳 憲		本庄観光株式会社 代表取締役
構成員	ジングウ つぐよ 神 宮 つ ぐ よ		本庄タクシー株式会社 代表取締役社長
構成員	カネコ ヒデトシ 金 子 英 俊		庄和観光バス株式会社 代表取締役
構成員	タカギ ジュンコ 高 木 純 子	第3号委員(第3条第2項第10号の者 関東運 輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者)	国土交通省関東運輸局埼玉運 輸支局 首席運輸企画専門官
構成員	マチダ ジュンイチ 町 田 純 一	第4号委員(第3条第2項第6号の者のうち、本 庄市長が指名する者 住民又は利用者の代表)	西今井自治会長
構成員	ヤナギタ マコト 柳 田 信		本庄市老人クラブ連合会 副会長
構成員	タナカ カズナリ 田 中 一 成		本庄商工会議所 専務理事
構成員	ミヤベ タカオ 宮 部 孝 夫		児玉商工会 副会長
構成員	タネムラ トモフミ 種 村 朋 文		本庄市身体障害者福祉会 会長

○本庄市交通政策協議会設置要綱

平成24年1月20日

告示第17号の2

(設置)

第1条 市内の交通の実態について調査及び研究を行い、本市の交通政策のあり方を協議することにより、住民の利便性及び生活環境の向上に寄与するため、本庄市交通政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市内の公共交通のあり方についての協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合的な交通政策の検討及び推進に必要と認められる事項に関すること。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (3) 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施の調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等の検討に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (6) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (7) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 本庄警察署長又はその指名する者
- (8) 児玉警察署長又はその指名する者
- (9) 国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者
- (10) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (11) 国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者
- (12) 道路管理者
- (13) 学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱、又は任命した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第2項第13号に規定する者のうち、学識経験を有するものをもって充てる。

2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開とする。

（運賃協議分科会）

第7条 協議会に道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議組織として運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、第2条第1項第4号に規定する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項について協議を行う。

3 分科会の構成員は、次に掲げる者とする。

（1） 第3条第2項第1号の者

（2） 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

（3） 第3条第2項第10号の者

（4） 第3条第2項第6号の者のうち、市長が指名する者

4 分科会に分科会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

5 分科会長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。

6 分科会の会議においては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

（協議結果の尊重義務）

第8条 会議及び分科会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第 9 条 協議会に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 10 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 11 条 協議会の運営に要する経費は、補助金、交付金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第 12 条 協議会に監査委員を 2 人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 13 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 14 条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 31 日告示第 200 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 25 日告示第 100 号)

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２９日告示第１４０号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条及び第２条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和６年６月２６日告示第２２７号）

この告示は、公示の日から施行する。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたることの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

（運賃）協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
地域公共交通会議の要綱に
①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加
その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

- ・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。
- （例） ※（ ）内は想定する対象者
 - ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
 ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」。）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

デマンドバス等の運賃改定について

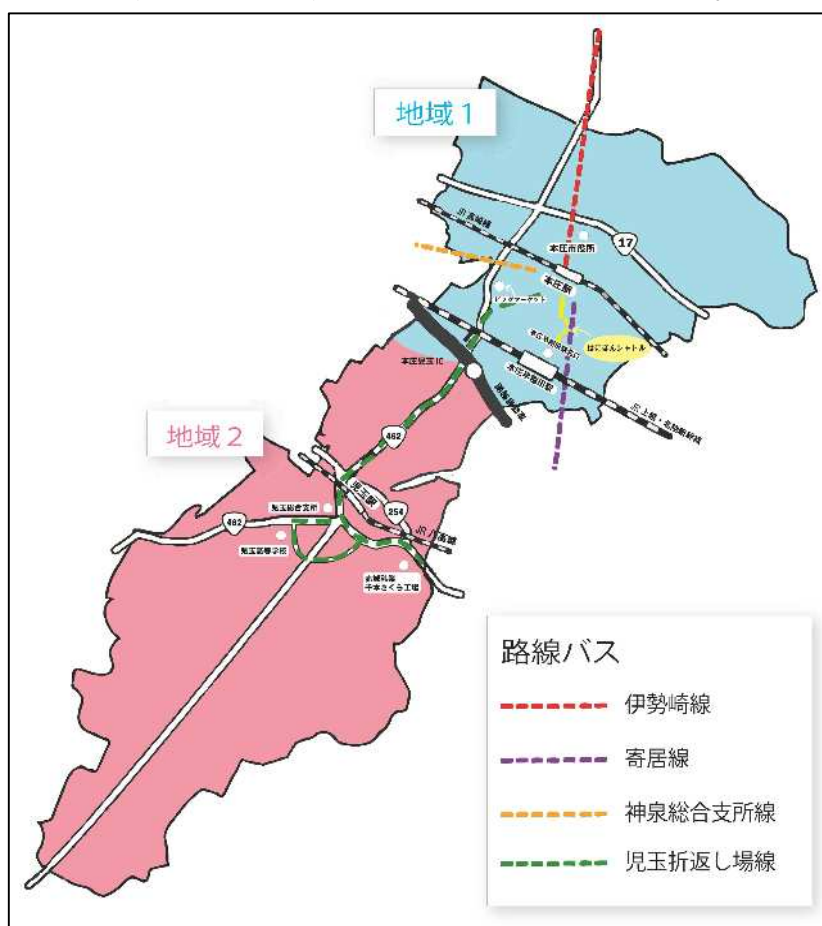
1 運賃改定の経緯

市内で運行しているデマンドバス「はにぼん号・もといずみ号」について、令和7年3月1日から運行エリアの変更を予定しています。これに伴い、運賃改定を行うものです。なお、令和7年4月1日からの運行事業者の変更後も当該運賃を継続するものです。

2 運賃等改定の概要

(1) 運行エリア

はにぼん号・もといずみ号の運行エリアを現在の「本庄北」、「本庄南」、「児玉市街地」、「児玉山間」の4つの地域から、「本庄地域」及び「児玉地域」の2つの地域へ変更することを予定しています。なお、今回のエリア変更により、現在最大3回の乗り継ぎから、1回の乗り継ぎで市内全域に行くことが可能となります。



運行エリア	乗降できる停留所
本庄地域 (本庄北・本庄南地域を統合)	本庄地域内の停留所
児玉地域 (児玉市街地・児玉山間地域を統合)	児玉地域内の停留所及び本庄地域の停留所 「ビッグマーケット」、「本庄早稲田駅北口」

※はにぼん号・もといずみ号は、児玉市街地と児玉山間地域の統一により、「はにぼん号」に名称を統一します。

3 運賃改定の概要

(1) 利用料金（運賃）

	現行	新運賃
おとな（中学生以上）	300円	400円
小学生	150円	200円
未就学児（同伴者が必要）	無料	無料
※障害者手帳を提示した場合の本人と介護者1人の割引	150円引き	200円引き

※はにぼんシャトルの運賃は変更なし（200円）

(2) 乗継割引

現行

奇数回目に乗車した 公共交通機関	偶数回目に乗車した 公共交通機関	割引額 (小学生半額)
はにぼん号・もといずみ号・はにぼんシャトル	路線バス（朝日自動車株式会社が運行するバス）	100円
路線バス（朝日自動車株式会社が運行するバス）	はにぼん号・もといずみ号 はにぼんシャトル	
はにぼんシャトル	はにぼん号（本庄北・本庄南）	200円
はにぼん号（本庄北・本庄南）	はにぼんシャトル	
はにぼん号（本庄北）	はにぼん号（本庄南）	300円
はにぼん号（本庄南）	はにぼん号（本庄北、児玉市街地）	
はにぼん号（児玉市街地）	もといずみ号、はにぼん号（本庄南）	
もといずみ号	はにぼん号（児玉市街地）	

新運賃

奇数回目に乗車した 公共交通機関	偶数回目に乗車した 公共交通機関	割引額 (小学生半額)
はにぼん号（本庄地域・児玉地域）・はにぼんシャトル	路線バス（朝日自動車株式会社が運行するバス）	200円
路線バス（朝日自動車株式会社が運行するバス）	はにぼん号（本庄地域・児玉地域） はにぼんシャトル	
はにぼんシャトル	はにぼん号（本庄地域・児玉地域）	200円
はにぼん号（本庄地域・児玉地域）	はにぼんシャトル	
はにぼん号（本庄地域）	はにぼん号（児玉地域）	無し
はにぼん号（児玉地域）	はにぼん号（本庄地域）	

4 回数乗車券料金

回数乗車券料金については、今回の運賃改定での変更はありません。

【参考】回数乗車券料金1,000円分(100円券10枚)

一般：800円

65歳以上：700円

75歳以上：600円

運転免許証返納者：600円

※運賃改定に伴い、500円(50円券10枚)の販売を中止します。(現在お持ちの50円券は引き続き利用できます。)

5 住民、利用者その他利害関係者の意見について

道路運送法第9条第5項の規定により、運賃等の協議をするときは、あらかじめ住民、利用者その他利害関係者の意見聴取をする必要があることから、次のとおり実施しました。

募集方法	・広報ほんじょうおしらせ版(9月15日号) ・本庄市ホームページ
募集期間	令和6年9月17日(火)から9月30日(月)まで
意見数	0件

6 今後のスケジュール

令和6年11月1日	運賃協議分科会にてデマンドバス等の運賃改定について協議
11月上旬	道路運送法の手続により「協議が整っていることの証明書」を作成。運行事業者に交付。既存運行事業者から関東運輸局へ変更届を提出。
12月上旬	新規運行事業者から関東運輸局へ一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に上記証明書を添付。
令和7年 3月1日～	運賃改定実施(既存運行事業者)
3月上旬	新規運行事業者の認可申請許可
4月1日～	令和7年3月改定の運賃継続(新規運行事業者)